

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集

6. データについて

No	質問	回答
1	<p>○保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健診等の実施状況に関する記録(保険者から国への実績報告)のうち受診者情報の郵便番号欄について、事業主へ事業者健診の結果の提供を求めた際に、郵便番号の提供を受けられない場合は、所属する事業所の所在地の郵便番号や、仮の番号、あるいは空欄でもよいか。</p> <p>○労働安全衛生法に基づく健診結果を保険者向けに通知で定められた様式のファイルに加工するにあたり、特に健診項目以外の「受診者情報」の入力において、項目が欠落することを避けるための下記の対応について。</p> <p>一受診者情報については、これまで労働安全衛生法でのやりとりでは、被保険者の住所データなどは事業主から健診機関に渡していない場合が多く、また、個人情報データのやりとりが多くなることのリスクを事業主側が訴える場合が多くある。そのため、所属する事業所の住所を全ての被保険者の住所に入力するという対処法は可能か。</p>	<p>郵便番号は地域別医療費分析等、保険者機能を発揮する上で必要な情報であることから、可能な限り事業主に対して協力要請を行い、保険者が適切に把握・管理する必要がある。</p> <p>また、労働安全衛生法に基づく事業者健診の場合等、特定健診以外の健診の実施機関から保険者へ渡されるデータにおいては、所管法令が異なるため健診データファイルの必須項目を全て満たす義務はないが、できる限り多くの項目を埋めてもらうよう協力を要請するとともに、不足している項目は必要に応じ保険者で補う必要がある。よって、労働安全衛生法に基づく事業者健診において受診者情報を1件1件全て集める必要はなく、事業者健診の実施機関では住所を把握し入力する必要はない(したがって、被保険者の個人情報を実施機関に事前に渡すリスクはない)と考える。</p> <p>したがって、健診データファイルを保険者内部で管理する際には、特定健診以外の健診結果について保険者にてデータ化する場合、あるいは特定健診以外の健診結果についてデータで受領するものの不足部分がある場合、保険者にて不足部分を適宜補完しながら入力する必要があるが、その際、受診者情報における住所等については、以下の理由から必ず調べて管理しておくべきである。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所をキーとした加入者の医療費分析・地域別分析等、保険者機能を発揮する上で住所は必要不可欠の情報であること。 ・また、特定健診・特定保健指導の実施体制の確保等からも受診者の管理は保険者として極めて重要であること。 ・被用者保険においては、事業主から定期的に一括で被保険者の住所データを受領すればよく、被扶養者と異なり、住所情報の追加は容易であること。 ・被保険者の管理上、最も遅いタイミングでも、被保険者証の発行・再発行や検認等の機会に把握・管理が可能であること。 ・実績報告は翌年11月であり、遅くともそれまでに把握すればよいことや、平成18年8月末に各保険者には住所管理の準備をお願いしており、すでに第2期に入った平成26年度現在では、8年以上経過して(既に相当の猶予期間を設けているにもかかわらず)未だ為されていないことは問題であること。 ・平成26年度からの「データヘルス計画」の作成や、各種の分析結果に基づく保健事業の推進には、加入者(被保険者・被扶養者)の居住地住所の情報は、適切な保健事業を行っていく観点からも不可欠である。 <p>以上のことから、事業所の住所や仮番号(ダミーデータ)を入力したり、空欄のまま報告することは、分析上不適切であり、管理上もあってはならないことから適当ではない。</p> <p>詳細は、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(平成29年10月30日付保発1030第8号)の第3の二の3の(3)の郵便番号を参照されたい。</p>